

平成21年6月
勝浦市議会定例会会議録（第5号）

平成21年6月19日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 渡 辺 恵 一 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	環 境 防 災 課 長 酒 井 明 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第5号

第1 議案・請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

（総務常任委員長）

議案第31号 勝浦市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第34号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算

(教育民生常任委員長)

議案第33号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願

請願第2号 「国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願

第2 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について

発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について

第3 報告

報告第1号 平成20年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について

報告第2号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について

開 議

平成21年6月19日(金) 午後1時00分開議

○議長(高橋秀男君) ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案・請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長(高橋秀男君) 日程第1、議案・請願を上程いたします。

議案第31号 勝浦市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。丸総務常任委員長。

[総務常任委員長 丸 昭君登壇]

○総務常任委員長(丸 昭君) 議長よりご指名がありましたので、今期定例会において総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当総務常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月15日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第31号 勝浦市公告式条例の一部を改正する条例の制定について、議案第32号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件につきましては、慎重審議の結果、お手元へ配布の委員会審査報告書のとおり全員賛成で、議案第34号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算につきましては賛成多数で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程で議案第34号につきましては、商工業振興費、緊急雇用創出事業臨時特例基金事

業の朝市案内業務委託料は、将来ビジョンが見えないという反対意見がありましたので、申し添えます。

以上をもちまして総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、前もって通告がありましたので、これを許します。土屋 元議員。

〔1番 土屋 元君登壇〕

○1番（土屋 元君） 私は、議案第34号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行います。

提案されました個々の事案、新型インフルエンザ対策用市民配布用マスク及び感染防止対策セット購入費、クリーンセンター設備修繕料の緊急性の高い事案を初め、個々の事業については賛意を表すべきものであるということは言うまでもありません。

しかしながら、国の緊急雇用創出事業基金を活用した朝市案内人業務委託料の事案については、以下の点で反対の理由を述べます。

まず第1の理由は、この事案については、企画立案及び導入過程に情報収集の欠如や準備期間の不足の感が大いに問題があり、趣旨には理解を示しながらも、今の段階では到底認めがたいと言わざるを得ません。朝市案内人の設置については、過日の本会議におきまして同僚議員よりタイムリーな事業、行き当たりばったりな事業、また事業期間が3年間で終了し、その後、成果を検証して検討しますと答弁されたのだが、いいことだから継続しますというような覚悟を示さなければ、最初からやらないほうがまだなど、意見が出されました。

そもそも私が調査したところによれば、この企画案は観光協会、朝市運営委員会及び朝市しんこう会などと事前に十分に協議できず、行政側が単独で企画立案し、県へ提出、3月に採択され、その後、6月ごろに関係者に協議を持ちかけ、現在、委託契約業務内容などで協議・検討中とのことであります。

準備期間の決定的な不足から7月4日からの導入時期案をずらして、案内人の人選、業務マニュアル、接客接客マニュアルの策定や十分なるトレーニング期間を経て、慎重に導入すべき事案であり、短兵急に実施すべきでないことを強く指摘せざるを得ません。

次に、第2の理由ですが、この企画案が県に提案、採択されるに至った背景、国の施策についての本市の取り組み姿勢、すなわち執行体制に結果的に大きな欠陥があったのではないかと指摘せざるを得ません。ふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業、これらの国の施策は、本年1月中旬ごろ県から地域の雇用状況を伴う希望調査があり、本市においては庁内会議を経て3事業を提出、3月末に朝市案内人のみの採択決定がなされたと聞いております。この施策の各課の取りまとめの窓口として、観光商工課が指示されたと聞き及んでおります。担当課としては、1月から3月は勝浦市ビッグひな祭りの開催準備、開催、そして後始末業務で超多忙の期間であり、企画検討するに十分なる情報収集や人的余裕、時間的余裕が決定的に不足していたのではないかと推測されます。

このような状況を考慮すれば、私は取りまとめ課として観光商工課以外の課か、短期集中的なプロジェクトチームの設置などが適切ではなかったのではないかと指摘せざるを得ません。

結果的に、このたびのふるさと雇用再生特別基金事業及び緊急雇用創出事業、2施策合計の千葉県3年間の交付基金総額は96億9,000万円、平成21年度執行予算額は約22億5,000万円、私が県の窓口で

ある労働政策室の室長や担当副主幹との聞き込み調査によれば、6月25日締め切り追加募集分を除くと、本市の採択された額は朝市案内人1事業、2人雇用で118万円、この施策に対する近隣市との比較において採択額に大きな隔たりができています。

一例を挙げれば、鴨川市は4事業で8人雇用、金額2,160万6,000円、いすみ市は1事業で2人雇用、545万4,000円、駅前観光案内所の開設、館山市は3事業で7人雇用、3,836万円、南房総市は2事業で4人雇用、1,139万6,000円、一宮町では3事業で6人雇用、823万3,000円、最後に御宿町は1事業で1人雇用、716万4,000円など、もちろんそれぞれの地域雇用事情や行政事情の地域特有状況が違いますことを差し引いても、大きな隔たりの違いは否めない事実ではないかと思います。

また、過日、行われました総務常任委員会の質疑の中で、私は来年度秋に本市が誘致することになる第15回全国朝市サミットINかつうらの開催準備を考えた上で、平成20年度に厚生労働省地域雇用創造実現事業として採択された秋田県の上城目町、この町は全国朝市サミットの1回目と2回目が開催された町ですが、この事業例を挙げ、朝市集客向上及び特産品ブランド化事業の採択事業例を挙げて、県へのふるさと雇用再生特別基金の活用、県より提案相談に応じますとの回答をいただいた旨を説明し、相談持ちかけ案を執行部に提案したところ、執行部からの積極的な、前向きな、明快なる答弁をいただけませんでした。

私の調査によれば、全国朝市サミットを開催する上で大きな課題は、財政問題と人的問題の解決だそうです。

そこで昨日、総務常任委員会で私が執行部に提案した上城目町の朝市集客向上及び特産品ブランド化事業の県の私への相談に応じますとの回答の確認と、採択可能性を確認するために私案、仮称朝市・商店街連携集客向上及び特産品ブランド化事業案の私のプランを携えて県の労働政策室を直接訪ねました。

政策室長、2人の担当副主幹に提案・相談しましたところ、これはよい、市からの正式な提案応募であれば、採択の可能性が十分ありますよと、担当の言質までとってきました。限度額を聞ききましたところ、特にないとのこと。まだまだ残額に余裕があり、積極的に地域雇用創出と地域活性化のために提案してくださいとの温かい励ましの回答をいただきました。

もし仮に1,000万円、2,000万円つくとしたら、市民に対して数千万円の結果的に損害を与えることになりかねません。私は、自分の提案が受け入れられないからおもしろくない、そういう次元レベルの話で反対しているのではないですよ。せつかく、国が用意した施策を十分調査しないで、事実上、無視するような態度、姿勢に反対しております。

過去に本会議で同僚議員より勝浦市の財政事情からして、市民のためにアンテナを少しでも高くして国や県からの活用できる資金をできるだけ獲得していただきたいという切実な要望、提言もあったにもかかわりませず、このような市の取り組み姿勢に、失礼ながら、熱意、真剣さを感じる事ができず、結果的に反対せざるを得ません。

折しも、勝浦市は来年9月に開かれる国体について、1年前から専任の職員を配置し、行政、議会挙げて取り組んでいるのではないですか。来年開催される全国朝市サミットも勝浦の観光の最大の観光資源と位置づけているのですから、その点、観光案内人を2名配置して、お茶を濁そうとしているのではないのでしょうか。国体の開催を起爆剤にして勝浦の地域活性化の目玉にするのか、全国朝市サミットを起爆剤にして勝浦の地域活性化の目玉にするのか、主人公の勝浦市民はどちらに期待するのでしょうか。

最後に、私は長い間、リゾート観光産業に携わらせていただいた経験から、朝市案内人、すなわ

ち各種観光案内人の設置については、勝浦市の将来の観光振興の発展性を考える上で非常に大きな発展可能性を秘めた重要なファクター、要素であり、来ていただいた来訪者に心からの歓迎精神の発揮やきめ細かなおもてなし、気配り精神が勝浦市内に満ちあふれることに成功すれば、訪れる方々にとっては感動をお土産にされ、かけがえない地として記憶に残していただけるものと強く思うものであり、非常に有意義な手段、方法と高く評価していますことを申し添え、以上のような主な理由で議案第34号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算について反対討論いたします。

○議長（高橋秀男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第31号 勝浦市公告式条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（高橋秀男君） 挙手全員であります。よって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第32号 勝浦市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第34号 平成21年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、議案第33号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願、請願第2号 「国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願、以上3件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。児安教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長 児安利之君登壇〕

○教育民生常任委員長（児安利之君） 議長より指名がありましたので、今期定例会において教育民生常任

委員会に付託されました議案及び請願の審査経過と結果について、その概要をご報告いたします。

当教育民生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月16日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その結果、議案第33号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、慎重審議の結果、お手元に配布の委員会審査報告書のとおり、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願、請願第2号 「国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願、以上2件につきましては、願意妥当と認め、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして教育民生常任委員長の報告を終わります。

○議長（高橋秀男君） これより委員長の報告に対する質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第33号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋秀男君） 次に、請願第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」提出を求める請願及び請願第2号 「国における平成22年度教育予算拡充に関する意見書」提出を求める請願、以上2件を一括して採決いたします。本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、請願第1号及び請願第2号、以上2件は、採択と決しました。

発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（高橋秀男君） 日程2、発議案を上程いたします。

発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。職員に発議案を朗読させます。玉田

係長。

〔職員朗読〕

○議長（高橋秀男君） 発議者から提案理由の説明を求めます。児安利之議員。

〔10番 児安利之君登壇〕

○10番（児安利之君） 議長より指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子供たちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

国は、教育の質的論議を抜きに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から次々と対象項目を外し、一般財源化してまいりました。さらに、三位一体改革の論議の中で、平成17年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われました。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については2分の1から3分の1に縮減するというものであります。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もあるわけであります。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとにこのような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりか、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されるわけであります。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至であります。

よって、国においては21世紀の子供たちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安全を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く要望いたします。

次に、発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。教育は、憲法、子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子供たちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っております。しかし、現在、日本の教育は、いじめ、不登校を初め、いわゆる学級崩壊、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により授業料の滞納など、さまざまな深刻な問題を抱えております。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時間数の増加や、小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、一人一人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援などの協力が不可欠であります。充実した教育を実現させるためには、子供たちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

よって、国においては教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子供たちに十分な教育を保障することが国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、次の項目を中心に必要な教育予算を確保することを強く要望いたします。

1. 子供たちにきめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に策定すること。

2. 少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること。
3. 保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。
4. 現在の経済状況にかんがみ、就学援助にかかわる予算を拡充すること。
5. 子供たちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境、条件を整備すること。
6. 危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。
7. 子供の安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意をご賢察の上、よろしくご審議をいただき、可決あらんことをお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（高橋秀男君） これより質疑に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号及び発議案第4号につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第3号及び発議案第4号につきましては、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋秀男君） それでは、討論を終結いたします。

これより発議案第3号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、及び発議案第4号 教育予算拡充に関する意見書について、以上2件を一括して採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（高橋秀男君） 挙手多数であります。よって、発議案第3号及び発議案第4号、以上2件は原案のとおり可決されました。

報 告

○議長（高橋秀男君） 日程第3、報告であります。

報告第1号 平成20年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について、以上2件について一括して市長の報告を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいま議題となりました報告第1号及び報告第2号について申し上げます。

初めに、報告第1号 平成20年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。本件は、平成20年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、特別養護老人ホーム総野園スプリンクラー設備整備事業ほか10件に係る経費4億7,476万3,901円を平成21年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

次に、報告第2号 平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。本件は、平成20年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算の繰越明許費で、後期高齢者医療特別対策システム改修業務に係る経費318万1,500円を平成21年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

以上で報告第1号及び報告第2号の説明を終わります。

○議長（高橋秀男君） これをもって報告を終わります。

閉 会

○議長（高橋秀男君） 以上をもちまして今期定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。
これをもって平成21年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午後1時35分 閉会

本日の会議に付した事件

1. 議案第31号～議案第34号の総括審議
1. 請願第1号～請願第2号の総括審議
1. 発議案第3号～発議案第4号の総括審議
1. 報告第1号～報告第2号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

平成 年 月 日

勝 浦 市 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員